

■第379回食品安全委員会

日時：平成23年4月21日（木）14：00～15：37

傍聴者：46名

議事概要：

（1）米国における食肉処理施設の定期査察結果について

・厚生労働省及び農林水産省からの報告

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物 3品目

1) β -apo-8'-カロテナール

2) カルミン

3) 硫酸カリウム

・厚生労働省からの説明

・本件について添加物専門調査会において審議することとなった。

* 1) 野菜、果物、飼料用植物などに天然で含まれている成分です。

欧米では、一定の食品に着色料として使用することが認められています。

* 2) サボテンに寄生するエンジムシの雌の乾燥虫体であるコチニールから得られる赤色色素のアルミニウムレーキ化合物又はアルミニウム・カルシウムレーキ化合物です。欧米では、ソーセイジや菓子などの食品の着色料として広く使用されています。

* 3) 欧米では、食塩・ナトリウム摂取を控える必要がある人向けの代替塩やフレーバーとして使用されています。

（3）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 添加物「trans-2-メチル-2-ブテナール」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* ラズベリー等のきいちご類、パッションフルーツ、マウンテン・パパイヤ、たまねぎ、マルメロ等の食品中に存在し、また、牛肉等の加熱調理により生成する成分です。欧米において、焼菓子、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、ソフト・キャンデー類、チューインガム等様々な加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

2) 農薬「フェンブコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・「フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を、0.03mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、評価書を一部修正の上、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、りんご、もも等に使用し、今回、かきへの適用拡大申請がされています。

3) 農薬「フルオピコリド」に係る食品健康影響評価について

・「フルオピコリドのADIを、0.079mg/kg体重/日と設定する。」に加え、「代謝物M1のADIを、0.045mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、ばれいしょに使用し、はくさい、たまねぎ等への適用拡大申請及びさといも、かんしょ等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。

4) 農薬「ペノキスラム」に係る食品健康影響評価について

・「ペノキスラムのADIを、0.05mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、評価書を一部修正の上リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 除草剤で、水稻等に使用し、今回、ぶどう及びナッツ類へのインポートトレランス申請がされています。

5) 遺伝子組換え食品等「乾燥耐性トウモロコシMON87460系統」に係る食品健康影響評価について

・『「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 乾燥条件下における収量の減少が抑制されるトウモロコシです。

6) 新開発食品「リプレス」に係る食品健康影響評価について

・「提出された資料の範囲において安全であるとは確認できなかった。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）へ通知することとなった。

*サーモンペプチドを関与成分とし、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする果汁入り飲料形態の食品です。

(4) 食品安全関係情報（3月12日～4月8日収集分）について

・事務局から報告

(5) その他

1) 平成23年度食品安全確保総合調査の対象課題の案について

・調査・研究企画調整会議及び同調査選定部会の担当委員である廣瀬委員及び事務局から説明。事務局の方で必要な手続をとり、早急に調査を開始することとなった。